

富士山信仰の戦時下の転成

——法曹・高窪喜八郎の活動を中心として——

松  
本  
武  
彦

目 次

はじめに

一 石油掘削の経過

二 戦時下の経済統制と石油資源

三 資金的背景

四 なぜ富士山だったのか

五 神秘体験と古代史探求

六 天津教事件と高窪

七 社会的反響

おわりに

はじめに

昭和十四（一九三九）年六月七日、『読売新聞』朝刊の第三面に、次のような広告が掲載された。

富士山麓油井二就テ

生等組合事業トシテ昭和十二年末ヨリ富士山麓岩倉鉦山第一号油井ノ試掘ヲ開始シ、爾來現今ニ至ル迄極メテ困難ナル岩盤地層ヲ八百九十五米掘進シタリ。然ルニ此ノ掘進中ニ於テ政府ハ科学的調査ノ結果全然出油ノ見込ナシト断シ、引続キ此ノ掘進ヲ為スコトハ非常時局下ニ於ケル資材ノ濫費トナルヲ以テ速カニ中止アリタク、若シ任意ニ中止ヲ為ササルニ於テハ命令ヲ發シテ中止スルノ他ナシト極メテ強硬ナル警告アリタルコト一再ニ止マラス。然レトモ拙者及同志一名ハ深ク其ノ成功ヲ確信スルノミナラス、本事業ノ開始ニ方リ事業現場ニ齋庭ヲ設ケ大宮浅間神社外八神社總テ九柱ノ大神達ヲ奉齋シ、本事業ハ御神業トシテ之ヲ行イ如何ナル困難ニ遭遇スルモ断シテ中絶セサルヘキコトヲ誓ヒ奉リシヲ以テ任意ニ中絶シ能ハサルカ為、右数度ノ警告アリタルニ拘ハラズ不安ノ中ニ掘進ヲ続ケ今日ニ及ヒタリト雖モ最早此ノ上警告ヲ無視シテ掘進ヲ繼續シ能ハサルノ状態トナリタルヲ以テ、斯ナル以上ハ速カニ中止ノ發令アリタキ旨ヲ上申シタリ。

右ノ次第ナルヲ以テ、日ナラスシテ發令ヲ見本事業ヲ廢止スルノ止ムヲ得サルニ至ルヘキ状態ニ在リ。

右後援者各位ニ謹告ス。

昭和十四年六月七日

静岡県富士郡大淵村

帝国資源富士鉱業所

高窪喜八郎

(句読点——松本)

広告主の高窪喜八郎とは、法学博士の学位をもつ中央大学教授・理事であり、東京市神田区小川町三丁目二八番地に自ら設立した法律評論社で『法律学説判例総覧』、『商法総論』、『法律年鑑』といった書籍類や雑誌『法律評論』を編纂、刊行するかたわら、弁護士としても特に経済界に多くの依頼者を抱える、いわば法曹界の重鎮のひとりといつてよい人物であった。

高窪は一八七三（明治六）年八月、埼玉県に生まれ、刻苦勉強して、明治三十一年東京法学院のちの中央大学の第一三回卒業生として世に出た。同年弁護士となり大阪で三年間法律事務に就き、その後東京に事務所を構えるが、明治四十二年には東洋汽船会社の文書課長に転進。さらに四十四年には、弁護士に復帰。民事なかでも商事関係の専門家として複数の銀行やその他一般会社の顧問をつとめていた。

大正十一（一九二二）年三月、「取引所法ヲ論ス」で法学博士の学位を授与され、上述のように中央大学教授・理事として、法曹教育の分野でも主導的人物の一人となる。この間大正八年には、中央大学の財団法人化に際し、基金募集実行委員をつとめ、昭和四（一九二九）年十一月に中央大学駿河台校舎で開催された校友会主催の第四五回創立記念祭では、教授代表として祝辞を述べている。さらに、昭和十年の五十周年記念事業では、募金委員として活動した。<sup>1)</sup> 弁護士としての豊富な実務経験をもつだけでなく、中央大学の教員として、また大学理事会の一員と

して、大正・昭和初期の法曹教育ならびに法曹教育機関の運営に深く関わった人物でもあった。

以上のような立場にあった高窪が、なぜ戦時下の富士山麓で石油掘削をおこなっていたのか。その背景・理由について明らかにすることが、本稿の目的である。

## 一 石油掘削の経過

上掲「富士山麓油井二就テ」にもあるように、高窪らが富士山麓、当時の静岡県富士郡大淵村において油井の掘削を開始したのは、昭和十二年末、正確には十二年十二月一日のことであった。<sup>(2)</sup>しかし、地元新聞などによれば、法学博士にして弁護士経営主義人「東京神田区小川町三丁目」高窪喜八郎による帝国資源富士鉱業所では、同地で前年秋から道路工事や地上設備の建設をおこない、この作業だけで五〇万円を要したとされており、当事者の認識とは別に、「富士山麓油井」の開発事業は、事実上昭和十一年秋には開始されていたとすべきであろう。<sup>(3)</sup>

当初、作業は日本鑿泉合資会社という水資源掘削に実績のある会社が、鉱業部を発足させて請け負った。<sup>(4)</sup>上掲広告にある「岩倉鉦山第一号油井」は、二か所あった掘削候補地のうちの第二候補地であった。<sup>(5)</sup>

事業場には発電所、鉄工場、製材工場、木工所、コンクリート製の雨水貯水用プールなどの作業関連施設のほか、一〇〇名収容の作業員宿舎が設けられ、また近隣から通勤する作業員もいて相当数の作業関係者が出入りしており、彼らのうち通勤者の給料は月額七〇円にも及んだ。<sup>(6)</sup>という。

掘削開始前から、成功の暁には油井などを国に献納するものとされ、<sup>(7)</sup>そのために清水港までのバイプライ

ンや同港での貯油施設も計画された。<sup>(8)</sup>

実際の掘削は、昭和十三年九月二十六日に四三八メートルまで掘削したところで初めて油徴がみられ、さらに十月一日、四七七メートル地点で油徴は更に増勢となった、という。<sup>(9)</sup>そして、四八〇メートル掘り下げたところで、一日七石というから、一石約一八〇リットルとして一日およそ一・二キロリットルあまりの出油をみた、とされる。<sup>(10)</sup>直径一・一インチの鉄管の中でロータリーが回転し、一日七台のトラックで水を運び入れたり、福島県から粘土を取り寄せるなど、作業現場はにわかには活況を呈したようだ。<sup>(11)</sup>

ところが作業開始から約二年後のおそらく昭和十三年秋頃、四〇〇メートルから五〇〇メートルの間で、大出水に会って作業は頓挫し、出資者のうち黒川福三郎と草川求馬が事業から撤退した。<sup>(12)</sup>

また、こうした事態もあって、翌昭和十四年二月、七九五メートルまで掘削したところで日本鑿泉も出油の見込みなしとして撤退し、以降、高窪の帝国資源による単独事業となった。<sup>(13)</sup>そして冒頭の『読売新聞』の広告にあるように、地下八九五メートルまで掘進したところで、以前から本格的出油の見込みが立たない同事業の自主的中止を求めていた政府に、継続か否かの判断を仰ぐこととなった。

結局、百数十万円の費用をかけたが、昭和十六年春、後述の有力出資者の死去もあって、残余の物資すべてを買い入れ原価で政府に売却し、事業を整理した。<sup>(14)</sup>この時点で掘削は一一六〇メートル、海面下三六〇メートルにまで及んだ、という。<sup>(15)</sup>

高窪が事前に意見を徴した地質学者には、出油は有望との見方もあったとされているが、最終的には、富士山麓に油井をといて彼のもくろみは、およそ四年半の時間をかけて、千メートルあまりの縦穴と地元作業員への労賃と

を残し、水泡に帰してしまったのである。

## 二 戦時下の経済統制と石油資源

高窪の富士山麓における活動が、当時日本が置かれた戦時体制を背景としていたことは言うまでもない。いわゆる昭和恐慌から昭和十年頃までの日本経済は、カルテルの形成や統制経済の発想が一部に芽生えてきたところではあったが、産業界はもとより政府もこれに批判的であったとされる<sup>(18)</sup>。

しかし、盧溝橋事件をきっかけに日中の戦争が本格化すると、近衛内閣のもとで軍事費の増大や国際収支の悪化を招き、臨時資金調整法や輸出入品等臨時措置法といった統制法案が次々に成立した<sup>(19)</sup>。結果として軍需産業への積極的資金供給と輸出入に關係する物資に統制の手が加えられることとなった<sup>(20)</sup>。

昭和十二年十月企画院が設立され、戦時経済統制体制の中心機関として、貿易計画や資金計画の立案などがなされ、輸入物資の内容・量・軍民への割り当てを決定する物資動員計画が策定されることとなった<sup>(21)</sup>。

昭和十三年には企画院に向向していた陸軍軍人や關係者が中心的役割を果たして、国家総動員法が立案され、戦時における人的物的資源の統制を目指した<sup>(22)</sup>。国内生産のほとんどなかった石油は、輸入依存の代表的物資であったから、統制・物動計画の対象として典型的な例となり、輸入の削減がなされた<sup>(23)</sup>。昭和十三年の物動改定の時点で、石油に関しては、灯油五六パーセント、工業用重油三七パーセント、汽船用一五パーセントなどの削減、ガソリンに関しては、一般自動車用六五パーセント、貨物用二五パーセント、工場向け一五パーセントなどの削減が定めら

れたため、観光バスや鉄道と併走するバス路線は廃止され、乗用車の過半数が運転停止となり、沿岸漁業での石油使用が禁止されるなどの措置が採られた。<sup>(24)</sup> こうした状況のもとで、昭和十五年一月に日米通商航海条約が失効すると、アメリカからの輸入がほとんどを占めていた石油はくず鉄などと並んで需給の逼迫状態が極めて深刻化し、日本が対米戦争を最終的に決断するひとつの要因となったことは良く知られている。

輸入の絶対的減退を補うひとつの手段として、政府は国内石油資源の開発を目指し、そのための法整備や補助金などによる政策的誘導をおこなった。具体的に昭和二年から九年にかけて、国内での試掘助成に二〇七万円余を支出し、秋田県での複数の油田開発に結びついた。<sup>(25)</sup> 昭和十三年八月、石油資源開発法を施行し、政府として民間に対する試掘費用の助成を明確にした。<sup>(26)</sup> 同年七月商工省令第七二号として出された石油資源開発法施行規則では、第七条で具体的に助成金額を定めており、掘削した長さのうち六〇〇メートル以下の部分には一メートルにつき五四円、六〇〇メートルを超える部分には同六九円、一〇〇〇メートルを超える部分に同九一円五〇銭、一五〇〇メートルを超える部分に同じく一メートルにつき一三〇円五〇銭<sup>(27)</sup>などとその内容は詳細を極めた。

政府の動きは、次のような民間からの要求に対応するものでもあった。すなわち当時日本国内には「50億坪の含油地帯」があるにもかかわらず「天然のまま死蔵されて居」り、国は石炭液化事業などよりも石油採掘に出資すべきだが、国内での一井あたりの試掘費用が、深度五〇〇メートルで一四万円、八〇〇メートルで二六万円、一〇〇〇メートルで三三万円、一五〇〇メートルで四五万円と多額であるから、公的助成が必要である、というものであった。

こうした政府・民間あいまつの動きに促され、昭和二年から一〇年までの石油試掘井数および助成金額がわず

か六〇井・二三一万二〇〇〇円だったにもかかわらず、昭和十二年には一年間に一七井・六九万一〇〇〇円、昭和十三年には三五井・一七二万一〇〇〇円と、試掘井数も助成金額も急速に拡大した<sup>(29)</sup>。

高窪らによる富士山の南麓における石油開発は、以上に見た、戦時統制経済下の重要輸入品石油の需給逼迫と、政府の法令や民間による国内石油資源の開発およびこれへの政府助成金の交付という、当時の経済社会情勢のもとで展開されたのである。

### 三 資金的背景

富士南麓での四半年、千メートルあまりの縦穴掘削に費消された百数十万円ともされる資金を、高窪らはどうやって捻出したのだろうか。

石油掘削にかかわる政府の助成金については、高窪の事業がこれを受給した形跡は、当面史料上明確にならない。具体的に名前が挙げられている出資者は、植村澄三郎および大阪で活動する黒川福三郎と草川求馬であるが、このうち黒川と草川はともに高窪の弁護で訴訟に勝利した経験をもつ株式取引業の関係者であった<sup>(30)</sup>、という。

もともとは東京生まれの黒川は当初三井物産横浜支店に勤務していたが、大正六年、そこでの勤務振りに注目した大阪株式取引所仲買人の黒川幸七の養子となつて黒川商店の経営にあたり、大株の商議員や組合委員長をつとめ、また大阪商工会議所の会員として、株式社債などの引き受けを行う大阪現物団の中心的存在であった<sup>(32)</sup>。大株では、大正十年七月に一般取引員として開業して以来、翌年九月の第一回商議員選挙で国債取引員の互選により当選、同



じく商議員に昭和三年六月の一般取引員による互選で選ばれるなど、大阪における株式取引所設立以来の中心的構成員であった。

一方、草川求馬は、伊勢亀山の出身で少年期に大阪に移り、株の世界に飛び込んでからは、草創期の取引所においていわゆる「鞘取り」で成功し、明治四十四年六月に一般取引員となって以後、大正九年二月に独立して第一次世界大戦前後の経済状況の中で巨利を得た。<sup>(34)</sup> 株式売買をめぐって神戸地方裁判所に提訴されたことがあり、弁護士高窪喜八郎のもとで昭和十年十二月「請求棄却」の判決を得て訴訟に勝利した経験も持っていた。<sup>(35)</sup> 大株では、昭和三年六月の選挙で、一般取引員の互選により商議員となるなどして、<sup>(36)</sup> 黒川同様大阪で活動し株式取引の実績を積んだ人物であった。

高窪の弁護士活動は、明治三十年代初めの大阪を舞台に始まったことは既述の通りであるが、おそらくそれ以来の高窪の大阪における人脈とでも言いうる人間関係が、富士南麓での石油掘削を資金的に支える重要な支柱のひとつとなったことは間違いないだろう。

さらに、高窪が東京を中心とする全国的な信用や資金面での後援を獲得し、加えて当時の政府との関係を円滑化する上でもおそらく重要な役割を果たしたと考えられるのが、植村澄三郎との交友である。

植村は、文久二（一八六二）年幕府旗本甲府勤番士の家に生まれ、維新後、明治十二年七月には開拓使東京出張所に入り、勤務のかたわら経済学をまなんだ。開拓使廃止後は大蔵省、農商務省、通信省等を経て、北海道炭硃鉄道の創立事務に関わりを持ち、渋沢栄一の知遇を得て、渋沢の推薦で札幌麦酒専務などとして昭和五年まで経営に携わり、この間、ビール会社の合併に際し弁護士としての高窪と知り合ったほか、明治製糖、オリエンタル写真工

業など三〇社余りの会社の設立に関与、昭和十六年一月死去している。<sup>(37)</sup> 生前の植村は、日本醋酸、三共製薬などの経営経験から、特に化学薬品業界の重鎮の一人として、<sup>(38)</sup> さらに、渋沢栄一、大倉喜八郎、中野武宮などととも日本鋼管の創立発起人に加わるなど、<sup>(39)</sup> 官界や財界全体に影響力を持つ人物であった。

昭和十三年秋頃黒川、草川という大阪関係者が撤退した後、昭和十六年一月の植村の死去という事態にみまわれ、事業は資金的に行き詰ることとなって、昭和十六年春の破綻に結びついたものと考えられる。

#### 四 なぜ富士山だったのか

高窪は、なぜ富士山の南麓を石油掘削の場所として選んだのか。前述のように、地質学者に対して油脈の存否を尋ねるようなことはあったようだが、専門家による科学的組織的な事前調査が行われた形跡は無い。

高窪に富士山の南麓、静岡県で掘削を行うことを漠然と決意させたきっかけのひとつは、日本列島の太平洋岸で唯一の油田が、同じ静岡県に存在したからではないか。県都静岡市付近から南西に約八〇キロメートル、茶の栽培で名高い牧の原台地の南に位置する相良油田は、明治五（一八七二）年に発見され、翌年開坑、採油が始まって以来、およそ一一〇〇万年前新第三紀中新世の相良層群の基底部に形成された油脈から、透明で良質な原油が、明治中期で年間七〇〇キロリットル余り採掘されていた。<sup>(40)</sup>

ただし、相良油田は日本最初の機械掘り井ではあったが、<sup>(41)</sup> 石油を含んだ層が薄いうえに各個に寸断されていたため産出量は少なく、<sup>(42)</sup> 昭和元年には八二キロリットル、昭和十年には五五キロリットル、<sup>(43)</sup> 昭和十三年には約三〇キロ

リットル<sup>(44)</sup>と漸減傾向にあった。

同油田の存在は、静岡県における石油採掘の理由とはなるが、ではなぜ相良からおよそ八〇キロメートルも離れた富士山の南麓なのか。出油の確実性から言えば、相良油田の油層に対して掘削するのが適切であって、十分な事前調査も無く火山である富士山の地下に向けて掘削をおこなったのはなぜだろうか。

高窪が富士山麓で石油掘削に当たることになった直接的なきっかけは、ひとりの女性霊能者との出会いにあった。岡村きぬ子、通称「二の丸さん」と呼ばれた「四十過ぎの行者」であった彼女は「小学校を出ただけの学力」で、高窪に「古事記の難解の点を一々明快に指示し」てみせ、当時古事記研究をおこなっていた高窪の信頼を得たのだという。<sup>(45)</sup> 彼女はさまざまな占いや口寄せの如き活動をおこなっていたのであろう、大阪で「火の神」などとして信者を集めて活動をおこなうなかで、物資統制下の有望資源の所在を三〇数カ所発表して、そのなかに富士山における石油もあったのだという。<sup>(46)</sup> 冒頭に掲げた広告文中に、この事業が「御神業トシテ」おこなわれ、「事業現場ニ齋庭ヲ設ケ大宮浅間神社外八神社総テ九柱ノ大神達ヲ奉齋シ」たとあるのも、こうした経緯を反映したものであったろう。作業にあった者達は、一日の作業を開始する前に、毎朝、「神殿の前に集まり、二の丸が祝詞を上げた後礼拝」する儀式をおこなったという。<sup>(47)</sup> しかし、後に、彼女は懇意となった工事監督と現場を去ったという。<sup>(48)</sup>

実績ある弁護士にして中央大学教授・法学博士の高窪が、最後は裏切られることになる女性霊能者・「火の神」教団の教祖岡村きぬ子、通称「二の丸さん」と親交を持ち、その言に従って富士山の南麓で自己の人脈を動員して集めた資金で石油掘削に従事することになったのは、高窪の古事記研究とそのかれを納得させ驚嘆させるほどの、教祖の古事記読解能力にあった。

つまり、高窪の石油掘削事業の本質的契機は、彼の古事記研究の端緒、古代文献研究に彼を向わせた経緯に伏在すると言わなければならない。

## 五 神秘体験と古代史探求

高窪と霊能者岡部きぬ子の出会いを準備したものの根底には、高窪の回想によれば、かれ自身の霊的体験や霊界への関心があった。それは幼少の時から始まっており、七歳のときに祖母の霊と交流し、九歳のときには人魂を実見したという<sup>(49)</sup>。そうしたことの延長線上に、既に触れたように、「靈感のある御婦人」との出会いがあり、彼女が難解な古事記を納得いく形で解釈してみせた<sup>(50)</sup>ことに驚嘆しているのである。高窪の霊能者岡部きぬ子への帰依の心情は極めて厚く、その古事記解釈に全面的に依拠して、自身の著作を執筆・刊行しているほどである<sup>(51)</sup>。

ただし、他の著作では、昭和八年一月と時期も具体的に、仕事中に眼を閉じると髭をたくわえた崇高な顔立ちで白衣をまとった「神様」の等身大の上半身が「ハッキリと現われ」たという体験を記している<sup>(52)</sup>。この「神様」は、高窪が眼を開けると消え、眼を閉じるとまた現れるのだが、この時かれは「莊嚴の氣に打たれ、尊き神と云う感応を得て平伏」し、以後四六時中、この神は高窪に「付て」いたのだという<sup>(53)</sup>。この時の「感応」が初めての霊的体験であり、この「感応」によって、古事記の意義も理解できるようになったとして<sup>(54)</sup>いるのである。

実は、こうした霊界や霊的体験への関心は、高窪だけのものではなかった。かれの娘静江は、欧米の霊的現象に関する研究に深い関心を持っており、そうした研究の翻訳もおこなっていた<sup>(55)</sup>。高窪が昭和十七（一九四二）年に私

家版として刊行した著作によれば、静江は当該書刊行時点で十年ほど前、従って昭和七・八年頃に、欧米の心霊学の研究を始めていた、とされている<sup>(56)</sup>。

さらに、静江の娘婿として高窪家にはいった治郎左衛門もそうした傾向をもっていた。東京帝国大学工学部出身で陸軍科学研究所に勤務する兵技少佐高窪治郎左衛門<sup>(57)</sup>の著作『日本兵制起源論』は、陸軍技術本部編集の『軍事と技術』誌に「皇朝武備起源談叢」のタイトルで連載したものを一書としたもので、日本における兵制・軍備について古代にさかのぼって解説したものである<sup>(58)</sup>。軍では、かれは、昭和十二年当時、電磁兵器・光学兵器・化学兵器などに関する研究をおこなっていた陸軍科学研究所で同所付きの陸軍技師として、化学兵器運用に関する研究を主要業務とする第二班に属していた<sup>(59)</sup>。かれ自身工学士でもあり、軍における業務も「兵制」とはほとんど関係が無く、軍務の余暇に自己の修養と趣味とを兼ねて書いたものではあったが、その内容は、陸軍科学研究所付きの陸軍技師という立場からみると、極めて独特なものであった。

治郎左衛門からすると、たとえば日本軍人の忠誠心は、単なる祖国愛や民族愛による犠牲的精神の発露ではなく、「天賦の人性による止むに止まれぬ求道的信仰心の結晶」であって、換言すれば「人類の有する精神性に発したる創造的奉公心である」<sup>(61)</sup>という。また、「太古神代に発する」日本の武備は、「人の人たる所以を知り、人の践むべき道を守らしめ」、世界平和の理想実現のためにあるのだ、とする<sup>(62)</sup>。

加えてそうした記述は、偽書との評価があるにはあるが、かれからすれば信頼できる正史の内容と矛盾がないと言える古代史料である『上記』<sup>(カエツフキ)</sup>を、史料としているのだという<sup>(63)</sup>。

軍事技術の発展を科学的に検討するのではなく、解析不能な精神性に基礎を置いた世界平和の実現に軍備の目的

を収斂させるこの著作は、かれの持つ工学士の立場や勤務する科学研究所の業務内容からは、いささかかけ離れた内容である、と言わざるを得ない。

このような高窪家を挙げて為されたともいえる精神世界、霊界への関心は、大正末年以前に始まっている。大正十三（一九二四）年に刊行された高窪喜八郎の著作『社会生活の法則』は、「我々は何を標準として生活すべきや」、「国家は何を標準として統治すべきや」という課題に対する答えを求めて著されたものだが、かれが到達した解答は、信仰・条理・法律・道徳・感情・慣習など「国民生活が生活の規範とする一切の生活法則」のすべての淵源は皇室にあるとする「皇室中心主義」であった。<sup>(65)</sup>そして国家機関は、この皇室を中心とする社会の建設をおこなわねばならない、としている。<sup>(66)</sup>

昭和に入ると、高窪の皇室に対する尊崇は、皇室の君臨する日本の淵源探求に及ぶ。当時陸軍中将の荒木貞夫の序文を得て刊行された『神代ノ国史』は、神国日本の起源について考察した書で、その考察のためには神を知らねばならないという前提に立って、『古事記』解明の必要性を述べ、『古事記』こそ「神代の国史であることを明白にする、としている。<sup>(67)</sup>ただしそれほど重要な『古事記』ではあったが、この著作での『古事記』解釈は女性教祖岡部のものであったことは、上述したところである。<sup>(68)</sup>

さらに昭和十（一九三五）年、高窪の古代史探求にあらたな転換があったことを示す書物が刊行される。『天皇及国家を中心として憲法を論ず』という、一見、法曹としての高窪の本領發揮と思われる書名をかかげた同書において、神武天皇以前について記述したとされる武内文書や『上記』、それらを記した文字である神代文字に言及しているのである。<sup>(69)</sup>

おそらくこの時点で、高窪にとつて起源、淵源としての深さにおいて、『古事記』を凌駕する「資料」として武内文書や『上記』が認識されていたに違いない。同年、高窪は、神代文化研究会なるグループを立ち上げ、自ら『上記』を刊行・頒布するに及ぶこと<sup>(70)</sup>になるのである。

『上記』とは、神代およびこれに続く王の系譜を神代文字という異体仮名で記したとされる文書で、源頼朝の庶子豊後太守大友能直が各地の伝承を編集して成立したとされるものの、大方は偽書といわれる<sup>(71)</sup>。いくつかの異本があるが、昭和八・九年頃、大分県大野郡野津の安藤一馬なる人物が、同県竹田の橋爪家所蔵本を筆記して成立したいわゆる安藤本を神代文化研究は活版本として刊行した<sup>(72)</sup>。

この神代文化研究会の主要な会員は、明治三十九年大分県生まれで橋爪本を一年半かけて筆写した安藤一馬、明治十七年長野県東筑摩郡井坂村生まれで、明治四十五年東京帝大独法科卒業と同時に弁護士となり、昭和八年から十年まで東京弁護士会副会長を務め、武内文書の伝承者として後述の天津教を継承し不敬の嫌疑で裁判にかけられた武内巨磨の弁護士をつとめ、戦争末期には収集した神代文書とともに山梨県甲府に疎開したとされる田多井四郎治、神代文書研究者の染谷光昭、そして会を興した高窪喜八郎であった<sup>(73)</sup>。

こうして神代文化研究会編・刊行の『ウエツフミ』四一卷、附録一卷は、昭和十(一九三五)年七月から昭和十二(一九三七)年七月まで二年の時間をかけて断続的に世に出た。序文に陸軍少将川村圭三の文章を戴いた同書は、著作権者代表は安藤だったが、発行者は喜八郎の娘静江、発行所も法律評論社内の神代文化研究会とされてお<sup>(74)</sup>り、主導的に出版を進めたのが高窪喜八郎および高窪家であったことは明白であろう。

富士山麓で石油掘削のための付帯的な基礎工事が始まるのは、この『ウエツフミ』の刊行期間においてであった。

## 六 天津教事件と高窪

『ウエツフミ』の刊行と時を同じくして、高窪が関連したのが、いわゆる天津教事件である。天津教とは、明治三十三年に竹内巨磨が創唱する「皇祖皇太神宮」を自宅内に祭祀すると同時に、古来武内家が神官をつとめる同神宮で御神宝を守護して来たとするいわゆる新宗教で、昭和四・五年頃には茨城・福島・東京などに信徒一万数千人を擁する教団を組織していた。<sup>(76)</sup>しかし、昭和十一年二月十三日、茨城県磯原町所在の竹内をはじめ幹部が県当局から不敬事件容疑者として検挙され、同年四月十七日、武内以下五名が不敬罪で水戸地方裁判所検事局に送致された。<sup>(77)</sup>神代文字を利用して多数の偽古物を製作し御神宝を偽作したとしての検挙だった。<sup>(78)</sup>

教団は、事前に官憲の弾圧取締りを察知し、昭和十年十二月二十八日、御神宝などいわゆる武内文書を軍などの支持者の手を借りて、靖国神社遊就館に寄託していたが、その際主要な役割を果たした軍人・遊就館館長・民間人など五名のうちのひとりとして、高窪の名が上げられている。<sup>(79)</sup>

武内巨磨は翌昭和十二年六月十九日水戸地裁検事局によって予審に付され、その後関係して検挙された十二名は起訴猶予となったが、武内の一件のみ同年八月三十日に終結した予審の結果、水戸地裁の公判庭に係属することとなった。<sup>(80)</sup>武内に係った具体的な嫌疑のひとつは、昭和三年から十年頃多数の観覧者に神体・神宝を観覧させた、というものだった。<sup>(81)</sup>「偽文書」・「偽神宝」そのものやそれらによる独特な古代史理解、天皇家の歴史に対する解釈が、不敬とされたのである。



この神体・神宝の観覧者のなかに高窪がいた。<sup>(82)</sup>そして、高窪自身も出版法違反で検挙され、昭和十二年二月十二日起訴猶予となっている。<sup>(83)</sup>高窪の神代文化研究会が、関連する出版物を刊行し天津教の宣伝をおこなった、とされたのである。<sup>(84)</sup>

おそらく、高窪は、昭和初年になされた天津教の布教活動に接し、同教にかかわることとなったのであろう。そして、主宰する神代文化研究会で天津教関係の出版活動をも行ったことが、教団の拡張に加担したとして出版法違反に問われることとなった。ただ、その出版活動が、いわゆる武内文書に関係するものであって、『上記』でなかったことは、高窪検挙後の昭和十二年七月になっても『ウエツフミ』の刊行が継続していたことから明らかである。神代文化研究会は継続していた『ウエツフミ』の刊行を当面終了した後、この事件によってほとんど活動を停止したに違いない。高窪にとつては、かれの古代史研究の原点である古事記読解に端を発した、富士山の南麓での石油掘削事業が残っていた。と言うより、昭和十三年秋になって四〇〇メートル余りまで掘り進んだ掘削事業は、いよいよ油徴の出現をみて、一時の高揚を迎えるのである。

## 七 社会的反響

高窪たちの富士山での石油掘削事業は、多方面の注意を引いた。

民間における需給の逼迫もあって、まず、新聞が比較的大きく、写真なども使って取り上げた。既に見たように、掘削のはじまった昭和十二年から断続的に昭和十四まで、東西の中央紙および複数の地元紙に関連する記事が掲載

されている。これらのほとんどは事実の報道につとめているが、既に見た見出しに伺えるように、果たして石油が湧出するものかどうか半信半疑といった取り上げ方のものもみられる。

そもそも戦時下の日本経済を特に物資などの統制の面から動かしていたのが、軍であったことは、既に触れたとおりである。昭和十二年、商工省の外局として発足した燃料局は、事務官の多くが陸海軍の軍人によって占められていたし、昭和十三年の国家総動員法によって生まれた企画院にも陸軍からの出向者が存在し、しかも活動の中心的役割を果たしたとされる<sup>(85)</sup>。いわゆる「石油の一滴は血の一滴」の時代である。高窪らの石油掘削事業が官僚や軍から注目され期待の目を以て見られていたとしても不思議ではない。

そうしたいわば国からの視線に、高窪ら事業者の側から積極的に応えたのが、昭和十三年十月九日の軍官民の大官連による視察だった。軍からは陸海軍の将官が、官界からは企画院総裁はじめ大蔵省や商工省の課長や技官が、民間からも日本鋼管社長などが、掘削の主体である帝国資源富士鉷業所の招待により視察に参加し、ハイヤー五〇数台の車列が、東海道線富士駅からその東北方凡そ十キロメートルの現場まで、轍を連ねた<sup>(87)</sup>。しかし、この日、石油は出なかった<sup>(88)</sup>。

この結果は、冒頭にかかげた新聞広告にあるように、政府の落胆、干渉、警告を招来した。しかしながら、出油無き視察、つまり高窪たちの側に即して言えば視察という名の時の各界への事業のお披露目が失敗したという事態があり、また再三の政府からの中止勧告・警告があつたにもかかわらず、上掲広告文の掲載まで約八ヶ月を要し、さらに事業自体が中止されるのはさらに一年半後の昭和十六年春のことであつた。このことは、おそらくこの事業が既に見たような政府の補助を受けず、高窪の人脈による出資者の拠出金のみによって運営されていたからであり、

出資者に事業停止を納得させるのにこの時間を要したのかもしれない。

天津教の不敬事件に連座する形で出版法違反を問われ検挙された高窪にとって、昭和十二年二月に勝ち取った起訴猶予処分は、換言すれば神代文化研究会でのこれ以上の活動は、再度の収監に結びつくことを示唆する権力側からの警告であった。であるからこそ、当面、かれの活動は富士南麓での石油掘削に向ったに違いない。翌十三年秋の視察は、そうした社会的立場におかれた高窪にできる乾坤一擲の行動だった、と言えよう。

### おわりに

昭和十六年一月、日本山岳聯盟が結成され、小島烏水を会長に昭和六年に成立していた日本山岳会などもこれに参加することとなって、「登山報国」や「皇国民タル精神並ニ肉体ノ練成ヲ目的トスル登山」がうたわれ、さらに翌年の岳聯解消と政府主導による「行軍山岳部会」設立によって、「登山スポーツの戦力化」が徹底された。<sup>(89)</sup>

平時、富士山は、近代スポーツとしての登山の対象であったと同時に、近世以前の「登拝」の伝統を引き継いだ信仰の山でもあった。満州事変、日中戦争と大陸での戦争が拡大し、スポーツ、レジャーとしての富士登山が縮小する中でも、富士山への「登拝」者は必ずしも減少しなかった。なぜなら、「登拝」の目的に、出征者の武運長久や国家の安泰、戦争の勝利を祈願することなどが加わったからだ。人々は、富士という高山に登ることによる肉体的苦痛に打ち勝つことを、戦地の父親やわが子兄弟の安泰、無事な帰還に結び付け、「登拝」による苦痛が大きければ大きいほど、そうした願いが実現する度合いは高まると認識した。

だから、極端な場合、単に身一つでいわば無為に富士に登るだけでなく、できるだけ苦痛をともなった、意味のある「登拝」を試みた。現在でも、富士山頂に、「敵国降伏」などと刻んだ、ひと抱えもある石が残されている所以である。

こうした登山のいわば戦時下の転成は、富士山に限らない。御坂山塊、甲府盆地を挟んで富士に対峙する八ヶ岳連峰においても、紀元二千六百年記念の年、縦横が各々一四〇一五センチ、高さ一メートルほどの石柱が、山梨県内の中学校生徒によって、権現岳山頂まで標高を刻むように多数運び上げられた。そのうちの一本は、大型観光バスが近くで離合するたびに危うく傾きそうになりながら、今でも八ヶ岳のふもと清里駅前に建っている。

登山と戦勝を結びつける思考は、登山者だけでなく、登山者を受け入れる側でも意識された。都会人の保健休養教化のためには、景勝地こそが理想的適地であるとし、山野の「剛健旅行」が景勝地の地元団体によって提案され、たとえば山梨県景勝地協会はこれを「景勝報国」と呼んだ。<sup>(90)</sup>

しかしながら、上述のごとく「登山報国」のスローガンのもと昭和十年代半ば頃までは、強い兵士の養成には心身の鍛錬が必要で、そのために登山は有用だという論理で、小規模な地域的登山愛好団体でも会員の増加をみたが、昭和十八年頃には物資の欠乏や、非常時に登山とは何事か、といった状況となり、また、そもそも多くの若者が出征して登山者そのものがいなくなってしまう<sup>(91)</sup>ことで、高山はもとより景勝地も閑散とするに到った。

歴史をさかのほれば数ある高山の中でも、富士山こそ日本一の山であるという認識は室町期に萌芽し、近世に広く普及したのだが、そうした富士山に対する認識は、近代になると日本のナショナリズムの拠り所として富士山を都合よく利用することにつながった。<sup>(92)</sup>

そして、戦時下、ある論者は、富士山を「わが国土の『けだかさ』と『うるわしさ』の立体的表現」であるとし、皇室のもとで実現される日本民族の精神的団結は、富士山の存在によって強化される、としたが、つまりはこうした富士山理解にこそ、戦時下の国家主義観念と富士山との結びつきの源泉があったのである。

本稿のいわば主人公である高窪喜八郎に対して、『ウエツフミ』の出版や天津教にかかわったこと、すなわち偽書とされる文書を支持したことを以って、国家主義者をも凌駕した「超国家主義者」とする見解があるが果してそれほど単純か。

高窪自身の富士山観は、時期によって揺れている。昭和八年に出版された『神代ノ国史』では、「神国日本」の歴史が如何に悠久であって、その起源は中国のそれを更に遡るものであることを主張する中で、古代日本について考究するための「資料」として古事記を用い徐福伝を用いぬことに触れ、徐福伝が「何事も富士山を中心として居ること」をその理由のひとつとして挙げている。果たして徐福伝が「富士山を中心とし」た叙述になっているかどうかはともかく、ここでの高窪にとつて、富士山は、徐福伝という中国側の歴史資料に瀕出することを以って、いわば否定的存在として扱われているのである。<sup>(95)</sup>

ところが昭和十七年に私家版として刊行された『御神威御発現と神国日本の真相』では、世界の指導民族となるべき日本民族が礼拝すべき神社として、天津教の皇祖皇太神宮、神武天皇を祀った橿原神宮、明治天皇を祭神とする明治神宮などとともに、「霊峰富士を御守護相成り給う」コノハナサクヤヒメを祀る諸神社をも参拝すべきだ、としている。<sup>(96)</sup>つまりその富士山観には変遷があるのである。

高窪が尋常ならざる傾倒を示した天津教ではどうだろうか。武内巨磨の息子武内義宮は『神代の神代の話』で次

のように言う。すなわち富士山にはかつて「大宮」、現在の富士宮付近に「神都」が建設され、「木花咲耶姫」が富士山で崩御しているほか、数代の天皇の遷都するところであり山頂に葬られた天皇もあって、いわば富士山は「皇陵」であり頂上の一角でも良いから聖域としてその「神聖」さを保全すべきである<sup>(97)</sup>、と。

昭和八（一九三〇）年京大滝川事件、昭和十年天皇機関説事件、昭和十五年津田左右吉早稲田大学教授の辞任と『神代史の研究』の発禁処分。この間、昭和十年二次に及ぶ国体明徴宣言、昭和十二年大陸におけるいわゆる日中戦争の開始と国内での国民精神総動員運動の開始、昭和十五年紀元二千六百年の祝典、内閣情報局の設置。昭和初年、一九三〇年代初頭から四〇年代初め、昭和十六年末の対米戦争開戦まで、大陸での戦況の膠着・悪化やそれともなう戦時物資から日常生活用品にいたる物資の全般的不足を背景として、物だけでなく精神面、思想統制の徹底がはかられた。

そうしたなか、既成の教派宗派とは教祖、教義、教団組織を異にする宗教団体いわゆる新興宗教・新宗教<sup>(98)</sup>は、戦時下の人々の日常や将来に対する不安を背景に、続々と誕生した。それらの設立件数は、昭和五年からの十年間、一九三〇年代にひとつのピークを迎えている。一九〇〇年代最初の九年間が七件、一九一〇年代一〇件、一九二〇年代二二件、一九四〇年代前半九件なのに対し、一九三〇年代は二九件を数えるのである<sup>(99)</sup>。

統制や弾圧から逃れるために、教団は、天津教はじめ当時の新興宗教団体たとえば大本教などにおいても、信者や支持者のなかにいわゆる名士・高官・軍人を多数参加せしめたが、そうしたことの理由のひとつとして、官憲による弾圧への抑止方として、教団側から、彼らへの熱心な接触が為されたことが挙げられている<sup>(100)</sup>。高窪と天津教と

の関係も、そうした例のひとつと言えよう。

高窪にとっての富士山は、一義的には、戦時中の国家主義的社会状況を背景とし、信仰の山の戦時下の転成の結果した尊崇の対象であった。しかしその尊崇は、単に礼拝し登拝することで果たされるものではなく、物資統制下の戦時日本に、石油という物資をもたらす現実的利益を伴ったものでなければならなかった。まさにこの点こそ、単に国家主義（あるいは超国家主義）との関係性だけではとらえきれない、高窪喜八郎という人物の観念と行動のいわば奥行き存在を示しているのである。

注

- (1) 高窪の経歴については、浅田好三編『日本弁護士総覧』第二卷、東京法曹会、一九二一年。『大衆人事録 第十三版 東京篇』帝国秘密探偵社、国勢協会、一九四〇年、四五九頁。篠原敏男編『大日本法学博士要覧』鉦政社、一九六八年、七一頁。中央大学百年史編集委員会専門委員会編『中央大学百年史 通史編』上、中央大学、二〇〇一年、二二五・三六六～三六七頁。中央大学百年史編集委員会専門委員会編『中央大学百年史 通史編』下、中央大学、二〇〇三年、二六・八八～九〇頁。田村祐一郎「地震火災と裁判所(5)」、『流通経済大学論集 流通・経営編』二一一、二〇〇八年七月。田村祐一郎「地震火災と裁判所(6)」、『流通経済大学論集 流通・経営編』二二二、二〇一〇年一月。なお、高窪の米寿に際してまとめられたと考えられる自伝的文章として、高窪喜八郎述「高窪回想記」(私家版)一九六〇年、があるが、出自や弁護士・中央大学教授としての活動に関する回想が中心で、本稿の課題に即した記述はまったくない。
- (2) 「富士は海底火山にあらず 基盤は陸のもの 油脈探しから新学説」『東京朝日新聞』一九三九年六月二三日、第一一面。
- (3) 「嶽麓から石油?! 時節柄耳寄りな話題」『東京朝日』一九三八年一〇月一〇日、第一一面。「岳麓の油田試掘 大淵、富士根 両村に亘って」『静岡民友新聞』一九三七年二月一日、第一面。
- (4) 日本鑿泉合資会社は本社を東京丸の内に置き、資本金三十万円で明治四十五年四月、設立された。創設者は大分県出身の弁護士

士松本隆治で北海道拓殖銀行の顧問弁護士をつとめた経歴があった。戦時中、軍の水道水源の鑿井に従事し、掘削機五〇台以上を保有して、昭和十六年頃の事業範囲は極東全域に広がっていた。これより以前、昭和十三年四月資本金四五万円で株式会社となり、昭和十四年三月には三五万円増資して社名を日本鑿泉探鉱株式会社に変更している。戦前、鑿井数の面からみて事業が最高潮に達したのは昭和十三・十四年とされる。日さく社史編纂委員会編『七十年史』日さく、一九八一年、三・三四・三六・一四八頁。

- (5) 月橋隆正「富士山で石油を掘った話」松尾書店編『史話と伝説 富士郡』松尾書店、一九五八年、二〇頁。
- (6) 同前。
- (7) 前掲『静岡民友』一九三七年一月一日。
- (8) 前掲「富士山で石油を掘った話」二二頁。
- (9) 前掲『東京朝日』一九三八年一月一日。
- (10) 「原油にして一日七石 良質の石油湧く」『静岡新報』一九三八年一月九日夕刊、第一面。
- (11) 前掲『東京朝日』一九三八年一月一日。
- (12) 前掲「富士山で石油を掘った話」二〇～二二頁。
- (13) 前掲『東京朝日』一九三九年六月三日。
- (14) 同前。一説に二〇〇万円を超えともいう。前掲「富士山で石油を掘った話」二二頁。
- (15) 同前、二三頁。
- (16) 同前、二二頁。
- (17) 同前、一九頁。
- (18) 中村隆英『日本の経済統制』日本経済新聞社、一九七四年、三三三頁。
- (19) 同前、四三頁。
- (20) 同前、四四頁。
- (21) 同前、四七頁。
- (22) 同前、五五頁。



- (23) 同前、四九頁。
- (24) 同前、六三頁。
- (25) 佐藤清一『石油統制』増訂四版、商行政社、一九四〇年、五八頁。
- (26) 同前、五九頁。
- (27) 同前、二七三～二七五頁。ただし、これらの補助を受けるには、試掘が政府命令でおこなわれたものであることなどいくつかの条件があった。
- (28) 長谷川尚一『国内石油資源開発に関する応急対策』私家版、一九三七年、一・二・一二頁（防衛省防衛研究所図書館所蔵）。
- (29) 長谷川尚一『重大時局に処する国内石油資源開発策』私家版、一九四〇年、七頁（防衛研究所図書館所蔵）。
- (30) 前掲「富士山で石油を掘った話」二〇頁。その他、彼らのみが出資者であることを示唆する史料もある。「富士に耳よりな話 冷笑を尻目に掘つて見たら 驚いた裾野から石油？」『大阪朝日』一九三八年一〇月七日、第一一面。ただし彼ら以外の出資者の存在を否定する史料の根拠は無い。
- (31) 大阪商工会議所編『大阪商工会議所回顧録』大阪商工会議所、一九四三年、六〇～六三頁。朝日新聞社編『景気を目指して 財界時局懇談会記録』朝日新聞社、一九三〇年、一九頁。大阪朝日新聞経済部編『景気はいつ立直るか』朝日新聞社、一九三〇年。『日本産業人名資料事典Ⅱ』一、日本図書センター、二〇〇二年（中西利八編『財界フースヒー』通俗経済社、一九三二年、クの部五～六頁。
- (32) 国勢協会編『関西名士写真録』国勢協会、一九三五年。
- (33) 塩川藤吉編『大株五十年史』塩川藤吉、一九二八年、本文四二七・本文四二九・本文四九八～四九九・取引所開廃業一覽二五頁。
- (34) 同前、取引所開廃業一覽二三頁。柳川高見「草川求馬氏論（北浜信用録）」『銀行論叢』二四一六、一九三五年六月、一五一～一五六頁。
- (35) 「株式現物商の営業方法と売又は買の用語の意義に関する習慣——草川求馬商店訴えらる」『経済判例』二一四、一九三六年四月、一八～二二頁。
- (36) 前掲『大株五十年史』本文四二九・本文四九八～四九九頁。

- (37) サッポロビール株式会社広報部社史編纂室編『サッポロビール120年史』サッポロビール、一九九六年、一〇五頁。明治四十三年ないし四十四年頃、東京エビスビールと大阪朝日ビールとの合併が、司法省の介入による法律問題で頓挫しかかったとき、札幌ビール専務取締役であった植村から、同社の法律顧問であった高窪に問題解決の依頼がおこなわれた、といったことがあったという。前掲『高窪回想記』六一〜六二頁。
- (38) 人物評論社編輯部編『時代を創る者 財界人物編』四、人物評論社、一九三八年、五三〜五五頁。オリエンタル写真工業株式会社編『オリエンタル写真工業株式会社三十年史』オリエンタル写真工業、一九五〇年、二七五頁。植村がこの事業に参加した理由として、ある史料は、かれが高窪と「同じ信仰に生きる」人物であったことを挙げている。「信仰」の内容については後述。前掲「富士に耳よりな話 冷笑を尻目に掘つて見たら 驚いた裾野から石油?」『天朝朝日』一九三八年一〇月七日。
- (39) 日本鋼管株式会社編『日本鋼管株式会社四十年史』日本鋼管、一九五二年、四八〜四九頁。このほか東宝映画配給株式会社、日本学術会議などの経営や運営にも関わった。また、写真工業の分野では、「日本写真工業の育ての親」と認識されるなど、戦前の日本産業界の幅広い分野に関係していた。前掲『オリエンタル写真工業株式会社三十年史』二七五頁。
- (40) 相良町編『相良町史 通史編』上、相良町、一九九三年、二四〜二五頁。
- (41) 静岡県立榛原高等学校郷土史研究部「相良油田の歴史とその生成の謎」『榛原』五、二〇〇四年六月、六六〜六七頁。
- (42) 前掲『相良町史 通史編』上、二四頁。
- (43) 黒田均「相良油田の特徴と歴史」『相良油田説明資料』(相良油田資料館所蔵)。
- (44) 「相良油田年表」『相良油田説明資料』(相良油田資料館所蔵)。
- (45) 前掲「富士山で石油を掘った話」一八頁。高窪自身は、「靈感のある御婦人」と出会い、彼女は祖先の霊について話し、古事記の難解な部分を解釈して見せた、としている。高窪喜八郎「神・皇統・民族文化ノ真相 神代ノ国史」博文館、一九三三年、四六〜四八頁。
- (46) 前掲「富士山で石油を掘った話」一八頁。
- (47) 同前、二〇頁。
- (48) 同前、二三頁。
- (49) 前掲『神代ノ国史』四三〜四四頁。

- (50) 同前、四六～四八頁。
- (51) 同前、六〇頁。
- (52) 高窪喜八郎『神国実證論』法律評論社、一九三四年、九八～九九頁。
- (53) 同前、九九頁。
- (54) 同前、一〇〇頁。
- (55) 同前、五六頁。
- (56) 高窪喜八郎『御神威御発現と神国日本の真相』私家版、一九四二、一八四頁。
- (57) 同前。前掲『大衆人事録 第十三版 東京篇』四五九頁。
- (58) 高窪治郎左衛門『日本兵制起源論』東苑書房、一九三九年。
- (59) 『陸軍科学兵器研究所歴史 卷之三二』附表第四(其四) 第二部編成表(防衛研究所図書館所蔵)。
- (60) 前掲『日本兵制起源論』序一頁。
- (61) 同前、三頁。
- (62) 同前、緒言三頁。
- (63) 同前、八～九頁。
- (64) 高窪喜八郎『社会生活の法則』法律評論社、一九二四年、一・九頁。
- (65) 同前、一三三～一四一頁。
- (66) 同前、一四二頁。
- (67) 前掲『神・皇統・民族文化ノ真相 神代ノ国史』自序一～自序三頁。
- (68) 高窪の古事記への関心は表面的なものではなかったか、という評価(實方直行『中里義美と「神国日本」運動』ダブリュネット、二〇〇〇年、九七頁)もあるが、富士山における石油掘削事業とのかかわりからすれば、すくなくとも女性教祖岡部と高窪を媒介したものととして、古事記の果たした役割は大きいとせざるをえない。
- (69) 高窪喜八郎『天皇及国家を中心として憲法を論ず』法律評論社、一九三五年、「第五章 国家を論ず」。
- (70) 田多井四郎治「序文」神代文化研究会編『ウエツフミ 卷一』神代文化研究会、一九三五年、二三～二五頁。

- (71) 田中勝也『偽書考』桃源社、一九八〇年、参照。
- (72) 同前、三〇五・九頁。
- (73) 「古史古伝関係者・研究家総覧」『別冊歴史読本』二二―三四、一九九六年七月、三九五・四〇〇頁。前掲『ウエツフミ 卷二』五・七・八・一六・二三―二五頁。田多井は、昭和六年および十年十月に、天津教の神宝を拝観し参拝している。昭和十年の拝観は、畑俊六・真崎甚三郎・秦真次（憲兵司令官中将）など軍高官に同行しておこなわれた。また、訴追された武内巨麿の上告代理人として、昭和十九年三月大審院刑事第三部に上告趣意書を提出するなどしている。田多井四郎治『武内巨麿神宮神祠不敬事件に関する弁護参考資料』私家版、一九四〇年。武内義宮『デワ話ソウ 武内巨麿伝』皇祖皇太神宮、一九七一年、二一・二二三・二一九―二五二頁。染谷は、古代世界の共通言語としての「ヤマト言葉」を提唱し、諸民族の文字の独特な比較論による「神ヤマト文字」に関する著作の執筆、出版をおこなっていた。染谷光昭述『真理日本語の研究』一、日本語の世界復興会、一九三六年、参照。
- (74) 前掲『デワ話ソウ 武内巨麿伝』二七―三一頁。
- (75) 同前、奥付、参照。
- (76) 「天津教不敬事件の検挙概況」『特高外事月報 昭和十一年四月分』一九三六年、一二三頁。
- (77) 同前、一二二頁。
- (78) 同前、一二二頁。
- (79) 中村和裕「偽史を支持した軍人たち」『別冊歴史読本』二二―三四、一九九六年七月、一一八―一九九頁。
- (80) 「天津教不敬事件の予審終結決定及行政処分状況」『特高外事月報 昭和十二年八月分』一九三七年、一六一・一六三頁。裁判の過程でなされた証言者のひとりに一高校長や京都帝大文科初代学長をつとめた狩野亨吉がいた。かれは検察側証人として出廷し天津教の竹内文書を偽書と批判した。「天津教事件の控訴公判開廷状況」『特高月報 昭和十七年十二月分』一九四二年、一一二―一六頁。狩野亨吉「天津教古文書の批判」『思想』一六九、一九三六年六月（安倍能成編『狩野亨吉遺文集』岩波書店、一九五八年、所収）。神代文字実在論の立場からは、これに対する反駁がなされた。吉田兼吉『神宝事件の回顧（昭和十四年八月誌）』五〇―五一頁（現代靈学研究會編『神代秘史資料集成 人之卷（事件編）』八幡書店、一九八四年、所収）。
- (81) 同前、一六三頁。

- (82) 同前。
- (83) 同前、一六六頁。
- (84) 同前、一六二頁。
- (85) 前掲『石油統制』七三頁。
- (86) 前掲『日本の経済統制』五五頁。
- (87) 前掲『富士山で石油を掘った話』二二頁。前掲『東京朝日』一九三八年一〇月一〇日。「岳麓の油田視察 大淵、山本海軍大將ら八十余名が」『静岡民友』一九三八年一〇月一〇日、第二面。
- (88) 前掲『富士山で石油を掘った話』一二二頁。
- (89) 高橋定昌『日本岳連史——山岳集団50年の歩み——』出版科学総合研究所、一九八二年、一〇二・一〇九〜一一一頁。西本武志『十五年戦争下の登山——研究ノート』本の泉社、二〇一〇年、二七八頁。安川茂雄『増補 近代日本登山史』四季書館、一九七六年、四七二・四八三頁。
- (90) 久遠生「国民体位向上と景勝報国」『甲山峡水』二二、一九三八年四月。
- (91) 寺田甲子男『東京したまち山岳会——戦中・戦後六十年——』東京新聞出版局、一九九六年、一三〜一四・三七・五四〜五五頁。
- (92) 小林ふみ子「『三國一』の富士山——日本人の国家意識と富士山とのかわわりを考える端緒として——」天野紀代子・澤登寛聡編『富士山と日本人の心性』岩田書院、二〇〇七年、七二〜七三、八七頁。
- (93) 井上司朗『富士山と日本精神』山と溪谷社編『登山講座』一、山と溪谷社、一九四二年、三頁。
- (94) 藤原明『日本の偽書』文芸春秋、二〇〇四年、三三〜三四頁。
- (95) 前掲『神・皇統・民族文化ノ真相 神代ノ国史』自序四頁。
- (96) 前掲『御神威御発現と神国日本の真相』九九〜一〇一頁。
- (97) 武内義宮『神代の神代の話 皇祖皇太神宮天津教、一九六九年、一六三・一六四頁。
- (98) 孝本貢他編『新宗教事典』弘文堂、一九九〇年、i〜iii、二〜六頁、参照。
- (99) 井上順孝『団体創始年次一覽』孝本貢他編『新宗教事典』弘文堂、一九九〇年、一六〜一八頁。

(100) 秦郁彦『昭和史の謎を追う』下、文芸春秋、一九九三年、一二七頁。

付記

本稿の執筆にあたり、山梨学院大学院教授今村都南雄先生より『中央大学百年史』における高窪関係記事に関して御教示いただいた。また、高窪の学位論文に関し、中央大学図書館職員の方々から、有用な書誌情報などを御提供いただいた。諸氏に厚く感謝申し上げる。